

報告第5号

債権の放棄について

八幡浜市債権管理条例（平成24年条例第2号）第16条第1項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月4日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

- 1 放棄した債権の種類 市立八幡浜総合病院診療費等
- 2 放棄した債権の件数 25件
- 3 放棄した債権の金額 1,223,630円
- 4 放棄した時期 平成30年3月31日
- 5 放棄した債権毎の金額、発生日及び放棄の事由

	放棄の金額	債権の発生日	放棄の事由
1	2,460円	平成24年4月2日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
2	3,510円	平成29年3月11日	債務者：条例第16条第1項第2号（免責決定）
3	36,230円	平成26年3月10日	債務者：条例第16条第1項第6号（生活困窮）
4	38,970円	平成20年6月30日	債務者：条例第16条第1項第6号（生活困窮）
5	4,050円	平成20年8月30日	債務者：条例第16条第1項第6号（生活困窮）
6	357,550円	平成20年7月31日	債務者：条例第16条第1項第6号（生活困窮）
7	69,500円	平成16年6月9日	債務者：条例第16条第1項第6号（生活困窮）
8	261,460円	平成16年5月31日	債務者：条例第16条第1項第6号（生活困窮）
9	72,140円	平成16年4月30日	債務者：条例第16条第1項第6号（生活困窮）
10	248,620円	平成20年8月30日	債務者：条例第16条第1項第6号（生活困窮）
11	7,600円	平成13年8月31日	債務者：条例第16条第1項第6号（生活困窮）
12	25,800円	平成13年9月30日	債務者：条例第16条第1項第6号（生活困窮）
13	20,720円	平成18年1月26日	債務者：条例第16条第1項第7号（所在不明）
14	5,940円	平成25年8月21日	債務者：条例第16条第1項第7号（所在不明）
15	4,750円	平成17年5月23日	債務者：条例第16条第1項第7号（所在不明）

16	2,610 円	平成 17 年 9 月 26 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
17	3,910 円	平成 17 年 9 月 27 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
18	9,920 円	平成 23 年 9 月 10 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
19	8,610 円	平成 18 年 11 月 9 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
20	9,720 円	平成 19 年 10 月 18 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
21	3,670 円	平成 22 年 3 月 16 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
22	5,090 円	平成 21 年 12 月 23 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
23	6,610 円	平成 22 年 3 月 17 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
24	410 円	平成 22 年 3 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
25	13,780 円	平成 18 年 1 月 9 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）